

札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件  
を定める条例等の一部を改正する条例案  
令和7年（2025年）2月13日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件  
を定める条例等の一部を改正する条例

（札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める  
条例の一部改正）

第1条 札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定  
める条例（平成30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条  
第2項中「管理栄養士又は栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（札幌市児童福祉法施行条例の一部改正）

第2条 札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）の一部を次の  
ように改正する。

第9条第1項ただし書及び第3号並びに第7項ただし書、第87条第3項  
ただし書及び第4号並びに第5項ただし書、第164条第1項、第193条  
第1項、第203条第1項、第4項ただし書及び第12項ただし書、第21  
6条第1項、第225条第1項並びに第233条第1項中「栄養士」の次に  
「又は管理栄養士」を加える。

（札幌市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 札幌市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成2  
4年条例第63号）の一部を次のように改正する。

(1) 第10条第1項第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加  
える。

(2) 第16条第3項中「栄養士を」を「栄養士及び管理栄養士をいずれも」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(理 由)

児童福祉施設等の設備及び運営の基準等を定める厚生労働省令等の一部改正に伴い、本市における当該施設等の職員等に係る基準を改めるため、本案を提出する。